

補装具・眼鏡・コンタクトレンズを作った場合

治療用の補装具・眼鏡等を作った場合、マル乳、マル子、マル青、マル親の医療助成費はすぐに申請できません。まず、ご加入の健康保険組合等に補装具・眼鏡等療養費(7～8割)の申請をしていただく必要があります。保険分の医療費が支給された後に、子育て支援課に医療助成費(2～3割)の申請をお願いします。

※ 眼鏡・コンタクトレンズの場合

- ①9歳未満の児童を対象とします。
 - ・5歳未満は1年1回申請(保険適用)可
 - ・5歳以上は2年に1回申請(保険適用)可
- ②弱視/斜視/白内障等 **治療用**に限ります。
- ③上限金額があります。

※ ご注意ください!

還付額は健康保険組合の認定した総医療費(保険対象額)の額に準じます。

お客様に自己負担が残る場合がございますのでご了承ください。

なお、健康保険組合等への請求時効は原則、**2年**です。

時効により健康保険組合等から療養費が支給されない場合は、医療助成費も支給できません。

⇒ 詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

申請の手順

- 1、ご加入の健康保険組合等に療養費(7～8割)の申請をしてください。
申請方法はご加入の健康保険組合等にお問い合わせください。

※この時に、領収書・診断書(処方箋・指示書)の原本が必要となりますので、子育て支援課用にコピーをご用意ください。

- 2、健康保険組合等から支給決定通知書が届いた後、子育て支援課に申請をします。
※支給決定通知書が発行されない場合は、子育て支援課までお問い合わせください。
- 3、最短で、申請月の2か月後に医療助成費を振り込みます。

申請に必要なもの

- 申請書
- 支給決定通知書(原本)
- 領収書(コピー) あれば原本を添付してください
- 診断書(コピー) あれば原本を添付してください
(処方箋・指示書)

申請先

- ・郵送 192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
 八王子市子ども家庭部子育て支援課
- ・市役所4階 子育て支援課窓口
- ・八王子駅南口総合事務所 子ども窓口
- ・浅川・由木・元八王子・北野・南大沢事務所

問い合わせ先
八王子市役所
子育て支援課 給付担当
042-620-7368(直通)